

三次市公告第42号

事後審査型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

三次市長 福岡 誠志

| 1 入札に付する事項 | |
|------------|--------------------------------|
| (案件16) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一32号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道梶田三良坂線 外2路線 |
| (3) 履行場所 | 三次市吉舎町地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 15,294,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件17) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一18号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道大津横谷線 |
| (3) 履行場所 | 三次市作木町地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 14,675,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件18) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一24号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 市道西酒屋仁賀線外 |
| (3) 履行場所 | 三次市西酒屋町 地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 9,896,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件19) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一26号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 市道高北線外 |
| (3) 履行場所 | 三次市粟屋町 地内 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 9,528,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (7) 最低制限価格 | なし |

| | |
|------------|----------------------------------|
| (案件20) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一29号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 市道茂田櫃田線外(君田Ⅱ工区) |
| (3) 履行場所 | 三次市君田町 地内 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 9, 140, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件21) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一25号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 市道中原下本谷線外 |
| (3) 履行場所 | 三次市十日市町 地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 8, 577, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件22) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一20号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道和知三次線 外 |
| (3) 履行場所 | 三次市畠敷町地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 7, 836, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件23) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一17号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道香淀三次線 |
| (3) 履行場所 | 三次市作木町地内 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 7, 803, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件24) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一28号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 市道東入君75号線外(君田Ⅰ工区) |
| (3) 履行場所 | 三次市君田町 地内 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 7, 745, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (案件25) | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一22号 |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道糸井塩町線 外 |
| (3) 履行場所 | 三次市糸井町地内外 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 |
| (6) 予定価格 | 7, 091, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (7) 最低制限価格 | なし |

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| (案件26) | | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一23号 | |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道青河江田川之内線 | |
| (3) 履行場所 | 三次市青河町地内外 | |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで | |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 | |
| (6) 予定価格 | 6, 872, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) | |
| (7) 最低制限価格 | なし | |
| (案件27) | | |
| (1) 設計番号 | 設計第維持一16号 | |
| (2) 業務名 | 道路除草業務委託 一般県道羽出庭三良坂線 | |
| (3) 履行場所 | 三次市三和町地内外 | |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和8年10月30日まで | |
| (5) 業務内容 | 道路除草業務 N=1.0式 | |
| (6) 予定価格 | 4, 616, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) | |
| (7) 最低制限価格 | なし | |
| 2 担当部署 | | |
| 建設部土木課 | | 電話 0824-62-6156 |
| 3 入札に参加する者に関する資格に関する事項 | | |
| 三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。 | | |
| (1) 市内に本社・本店を有するもの。 | | |
| (2) 市税を完納しているもの。 | | |
| (3) 令和7年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(土木一式工事)に記載されているランクがAからCまでのもの。 | | |
| (4) 令和7年度において、市土木課発注の除雪業務か市危機管理課発注の緊急内水排除ポンプの確保業務(水防業務)のいずれかを元請で受託したもの。 | | |
| ※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。 | | |
| 4 入札方法 | | |
| 本件入札は電子入札システムによる。(紙、ファクシミリ等による入札は認めない。) ただし、パソコンの不調等により電子入札ができない場合、所定の手続きをとり入札最終日午後4時までに総務部財政課契約係へ入札書及び工事内訳書をそれぞれ別封筒に入れ、割り印して提出すること。 | | |
| 5 入札等の日程 | | |
| (1) 仕様書閲覧期間 | 令和8年4月23日(木)から 令和8年5月18日(月)まで | 三次市ホームページに掲載する。 |
| (2) 質問受付期間 | 令和8年4月23日(木)から 令和8年5月12日(火)まで | 指定様式(ファイル形式を変更しないこと)で電子メールにより提出する。メール送信後に電話連絡すること。 電話連絡は午前9時から午後4時(休日除く) メール zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年4月23日(木)から 令和8年5月18日(月)まで | 三次市ホームページに掲載する。入札前に必ず質問回答書の有無及び回答書の内容を確認してから入札を行うこと。 |

| | | |
|--|--|--|
| (4) 入札 | 令和8年5月19日(火)から 令和8年5月20日(水)まで | 電子入札システム 午前9時から午後4時 |
| (5) 開札 | 令和8年5月21日(木) | 電子入札システム 午前9時30分から午前10時00分 |
| (6) 資格要件確認書類の提出 | 事後審査資料提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日まで(休日を除く。) 午前9時から午後3時まで | 書面を持参又は電子入札システムにより提出(書面を提出する場合の提出場所は、三次市総務部財政課契約係) |
| (注) ※ 休日とは、三次市の休日を定める条例第1条の休日をいう。 | | |
| 6 資格要件確認書類 | | |
| 開札手続きの終了後に、事後審査資料提出依頼書により落札候補者に対して次に掲げる資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。【提出された書類は返却しない。】 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。 | | |
| (1) 資格要件確認資料提出書(様式第3号) | | |
| 7 入札保証金 免除 | | |
| 8 業務内訳書 入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。 | | |
| 9 落札者の決定方法 | | |
| 落札候補者(予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。)について、業務内訳書の確認を行う。確認の結果、適格である場合、当該業務の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。 落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合(※1の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。)は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。 この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者の | | |
| (1) うち、電子くじによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。 | | |
| ※1 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。 ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合 イ 資格要件の確認のために市の職員が行った指示に従わない場合 ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合 | | |
| 一 抜 け 方 式 | 令和8年4月23日公告の「案件16～30」については一抜け方式を適用している。 案件番号順に開札を行うため、先に落札候補者となった者は残りの入札について参加できないものとする。 本入札は電子入札のため、該当となったものの入札は、電子入札システムにより入札されなかったものとして取り扱うこととする。 | |
| (2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の「電子くじ」によるくじ引きにより落札候補者を決定するものとする。 | | |
| 10 契約保証金 免除 | | |
| 11 その他 | | |
| この業務の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず業務の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。 | | |